

福島第1原発から約25km（ただし、いわき市内のため緊急時避難準備区域には指定されていない。）で農業を営む申立人が、県外の避難先で農業を再開するに当たり、いわき市からの農機具持込をしないように避難先の自治体職員からクギを刺されたために賃借した農機具の賃借料相当額の全額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（ただし、別紙の期間・対象に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間・対象に対する和解金として金432万8780円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間・対象に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年5月10日

（仲介委員 水野賢一）

別紙

損害項目（下記各品目3年間分の賃貸料 金）	金額（円）	期間・対象
ア 管理機	123,780	平成24年3月5日契約、同年7月23日支払分
イ トラクタ	500,000	同上
ウ バックホー	350,000	同上
エ コンバイン	980,000	平成24年8月18日契約、同年8月29日支払分
オ バインダー	157,000	同上
カ ハーベスター	189,000	同上
キ 田植機	380,000	同上
ク オート播種機	228,000	同上
ケ 乾燥機	630,000	同上
コ 苗箱（100円/個、50個）	5,000	同上
サ ブロードキャスタ	215,000	同上
シ ハゼ脚1段3脚（1,900円/本、90本）	171,000	同上
ス ハゼ棒 4m（1,500円/本、40本）	60,000	同上
セ 播種機	340,000	同上
合計	4,328,780	

